

特105

146

訂削  
神代史要



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>19</sup> 1 2 3 4 5

始



特105  
145



第 第 第 第 第 第 第 第 第 第  
十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
章 章 章 章 章 章 章 章 章 章

目次

天	天	讓	國	悔	素	三	幽	諸	國	天
業	孫	國	土	過	尊	神	顯	神	土	地
恢	降	議	經	進	橫	分	出	出	生	剖
弘	臨	定	營	德	暴	治	入	生	成	判
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
四頁	七頁	三頁	六頁	三頁	八頁	三頁	九頁	六頁	二頁	一頁

4. 10. 13  
丙午

訂削神代史要

第一章 天地剖判

古<sup>いにしへ</sup>天地<sup>あめつち</sup>未<sup>いま</sup>だ成<sup>な</sup>らざりし時<sup>とき</sup>高<sup>たか</sup>天<sup>あめ</sup>原<sup>はら</sup>に神<sup>かみ</sup>ましき。御<sup>み</sup>名<sup>な</sup>は、天<sup>あめ</sup>之<sup>の</sup>御<sup>み</sup>中<sup>なかつ</sup>主<sup>ぬし</sup>神<sup>かみ</sup>、次<sup>つぎ</sup>に高<sup>たか</sup>皇<sup>み</sup>産<sup>うぶ</sup>靈<sup>たま</sup>神<sup>かみ</sup>、次<sup>つぎ</sup>に神<sup>かみ</sup>皇<sup>み</sup>産<sup>うぶ</sup>靈<sup>たま</sup>神<sup>かみ</sup>。此<sup>こ</sup>の三<sup>み</sup>柱<sup>はしら</sup>の大<sup>おほ</sup>神<sup>かみ</sup>は、皆<sup>みな</sup>獨<sup>ひとり</sup>神<sup>かみ</sup>にして、隱<sup>かく</sup>身<sup>み</sup>におはしましき。之<sup>これ</sup>を造<sup>つく</sup>化<sup>くわ</sup>の參<sup>まゐ</sup>神<sup>かみ</sup>と申<sup>まを</sup>す。

こゝに、大<sup>おほ</sup>虚<sup>そら</sup>空<sup>ら</sup>に、一<sup>ひと</sup>つ<sup>つ</sup>の物<sup>もの</sup>生<sup>なり</sup>て、浮<sup>うき</sup>雲<sup>ぐも</sup>の如<sup>ごと</sup>く漂<sup>たふ</sup>へる時<sup>とき</sup>に、其<sup>その</sup>物<sup>もの</sup>の中<sup>なか</sup>より葦<sup>あし</sup>牙<sup>か</sup>の如<sup>ごと</sup>きもの萌<sup>も</sup>々<sup>もも</sup>騰<sup>たが</sup>れり。此<sup>こ</sup>の物<sup>もの</sup>に因<sup>よ</sup>りて、成<sup>な</sup>りませる神<sup>かみ</sup>の御<sup>み</sup>名<sup>な</sup>は、可<sup>う</sup>美<sup>み</sup>葦<sup>あし</sup>牙<sup>か</sup>彦<sup>ひこ</sup>身<sup>み</sup>神<sup>かみ</sup>、次<sup>つぎ</sup>に天<sup>あめ</sup>之<sup>の</sup>常<sup>とこ</sup>立<sup>たち</sup>神<sup>かみ</sup>、此<sup>こ</sup>の二<sup>ふた</sup>柱<sup>はしら</sup>の神<sup>かみ</sup>も、亦<sup>また</sup>獨<sup>ひとり</sup>神<sup>かみ</sup>にして、隱<sup>かく</sup>身<sup>み</sup>におはしましき。以上<sup>いじやう</sup>五<sup>いつ</sup>柱<sup>はしら</sup>の神<sup>かみ</sup>は、共<sup>とも</sup>に別<sup>わか</sup>天<sup>あめ</sup>神<sup>かみ</sup>と申<sup>まを</sup>す。

二 一

次に大虚空に尙漂へるものに因りて成りませる神の御名は國之常立神、次に豐雲野神、此の二柱の神も亦獨神にして隱身におはしましき。次に相耦ひて成りませる神の御名は宇比地邇神、妹須比智邇神、次に角杙神、妹活杙神、次に意富斗能地神、妹大斗乃辨神、次に淤母陀流神、妹阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神、妹伊邪那美神、以上國之常立神より伊邪那美神までを神世七代と稱す。

一傳には國常立尊、次に國狹槌尊、次に豐斟淳尊、次に泥土煮尊、沙土煮尊、次に大戸道尊、大苦邊尊、次に面足尊、惶根尊、次に伊弉諾尊、伊邪冉尊、の七代ごもしたり。

第二章 國土生成

こゝに天神諸の命もちて伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神に、此の漂へる國を修り理め固め成せと宣りたまひ、天之瓊矛を授けて、事依し給ひき。こゝに二柱の神、天之浮橋に立たして、天之瓊矛を青海原に指し下して、攪き探り引き上げ給へば、其の矛の鋒より滴る潮、自ら凝りて島と成れり、之を淤能碁呂嶋といふ。

一傳には、天神伊弉諾尊、伊弉冉尊に詔りたまはく、豐葦原千五百秋瑞穂之地あり、汝往きて之を修むべしとて、廻ち天之瓊矛を賜ひきとあり。また、二柱の神、天霧の中に立ちてのたまはく、われ國を得まく欲す、とて、乃ち天之瓊矛を指し垂れて、探りて破馭廬嶋を得つ、則ち矛を抜き、喜びてのたまはく、善きかも國の在りつることあり。

こゝに二柱の神、淤能碁呂嶋に天降りまして、天之御柱を立て、八

尋殿を作り建て、相共に住み給ひ、婚禮を行ひ給ひて、先國々嶋々を生み成したまへり。その嶋の名は、次の如し。

淡道嶋……………亦の名は、穂之狹別

伊豫之二名嶋身一つにして、面四つあり。面毎に名あり。

伊豫國……………亦の名は、愛比賣

讚岐國……………亦の名は、飯依比古

粟國……………亦の名は、大宜都比賣

土佐國……………亦の名は、建依別

隱岐之三子嶋……………亦の名は、天之忍許呂別

筑紫嶋身一つにして、面四つあり。面毎に名あり。

筑紫國……………亦の名は、白日別

豊國……………亦の名は、豊日別

肥國……………亦の名は、速日別

日向國……………亦の名は、豊久志比泥別

佐渡島……………亦の名は、建日別

伊岐島……………亦の名は、天比登都柱

津島……………亦の名は、天狹手依比賣

大倭豊秋津島……………亦の名は、天御虚空豊秋津根別

この八島は、先生みませる國なるによりて、大八島國といへり。さて、後に生みませる島々の名は、次の如し。

吉備兒島……………亦の名は、建日方別

小豆島……………亦の名は、大野手比賣

大島……………亦の名は、大多麻流別

日女島……………亦の名は、天一根

知訶島……………亦の名は天之忍男  
 兩兒島……………亦の名は天兩屋  
 越洲……………亦の名は傳はらず

以上十五島

一傳には、神伊邪奈伎伊邪奈美命、妹背二柱嫁ぎ給ひて、國の八十國、島の八十島を生み給ひきこあり。

第三章 諸神出生

伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神、すでに國を生み竟へて、更に、あまたの神等を生み、之に種々の事業を任し給へり。其の神等の御名は次の如し。

大事忍男神  
 石土毘古神

邸宅家屋の神にます

石巢比賣神

大戸日別神

天之吹男神

大屋毘古神

風木津別之忍男神

大綿津見神

海の神にます

速秋津日子神

速秋津比賣神

水戸の神にます

志那都比古神

志那都比賣神

風の神にます

久々能智神

大山津見神

木の神にます

大山津見神

山の神にます

鹿屋野比賣神……野の神にます

鳥之石楠船神……船の神にます

火之夜藝速男神……火の神にます

二神の神既に、あまたの神等を生み給ひしが最後に、火の神を生みませる時に、伊邪那美命は病み臥しませり。此の時に成りませる神の御名は、次の如し。

金山毘古神……金の神にます

金山毘賣神

波邇夜須毘古神……土の神にます

波邇夜須毘賣神

彌都波能賣神……水の神にます

和久産靈神……豊宇氣毘賣神

この二神は共に食物の神にます

かくて、その伊邪那美命は、神避りまし、かば、出雲伯耆の堺なる、比婆山に葬しまつりき。また紀伊國熊野の有馬村に葬しまつりきともいへり。

第四章 幽顯出入

伊邪那岐命はその妹伊邪那美命を相見まく思ほして、黄泉國に追ひ出でましき。乃ち伊邪那美命の殿の騰戸より出で向へます時に、伊邪那岐命語らひたまはく、「愛しき我が那邇妹の命、汝こそ作れりし國、未だ造り竟へずあれば、還りまさね」と詔りたまひき。伊邪那美命答したまはく、「悔しきかも、速く來まさずて、吾は黄泉戸喫しつ。然れども我が那勢の命の入り來ませる事恐ければ、

還りなむよ。且く黄泉神と相論はむ。我をな視たまひそ」と申して、其の殿の内に還り入りませるに、甚久しく待ちかね給ひき。こゝに、伊邪那岐命、一火ごもして、黄泉神の宮に入りまし、かば、穢き汚れに觸れ給ひ、さまざまの禍物に出で會ひ給ひて、いたく怖ち畏みて逃げ還りましき。

一傳には、伊弉諾尊其の妹を見まく思ほして、乃ち、殘歛の處に到りましき。此の時、伊弉冉尊、生平時の如くにして、出で迎へまして、共に語らひたまひき。已にして、伊弉諾尊に謂りたまはく、「吾が夫君の尊、吾をな視たまひそ」と御言訖りて、忽ちに見ゆ給はず、云々とあり。

伊邪那岐命、黄泉國より還りまして、詔りたまはく、「吾は否醜目、こめき穢き國に到りてありけり。故、吾は大御身の祓せな」と詔り

たまひて、即ち筑紫の日向の橘の小門の櫛原に到りまして、禊ぎ祓ひたまひき。

かくて、水に入りて、滌ぎ給はむとて、上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱し」と詔り給ひて、中つ瀬に降り潜ぎて、滌ぎ給ふ時に、成りませる神の御名を、八十禍津日神、大禍津日神と申す。次に、その禍事を直さむと成りませる神の御名を、神直毘神、大直毘神、伊豆能賣神と申す。次に水底に滌ぎ給ふ時に、底津綿津見神、底筒男命成りまし、次に水の中に滌ぎたまふ時に、中津綿津見神、中筒男命成りまし、次に水の表に滌ぎたまふ時に、上津綿津見神、上筒男命成りませり。この三柱の綿津見神は、筑紫の志賀大神にまし、上筒男命、中筒男命、底筒男命の三柱は、墨江大神にませり。こゝに、伊邪那岐命、左の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神の



御名は、天照大御神大日靈尊、次に、右の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神の御名は、月夜見命、次に御鼻を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、建速須佐之男命と申す。

一傳には、伊弉諾尊、伊弉冉尊、共に議りたまはく、「吾已に大八洲國、また、山川草木の神を生めり。何ぞ天の下の主たる者を生まざらめや」と。こゝに、共に日神を生みます、大日靈尊と號す、云々。次に、月神を生みます、云々。次に、素盞鳴尊を生みます、云々。

第五章 三神分治

この時、伊邪那岐命、いたく歡ばして詔りたまはく、「吾は御子あまた生みて、生みのはてに、三柱の貴の御子を得たり」とて、即ち、その

御頸玉の玉の緒をもゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて、「汝が命は、高天原を知らせ」と事任したまひき。その御頸玉の名を、御倉板舉神とまをす。次に、月夜見命に詔りたまはく、「汝が命は、夜の食國を知らせ」と事任し給ひき。次に、建速須佐之男命に詔りたまはく、「汝が命は、海原を知らせ」と事任したまひき。

故、天照大御神と、月夜見命とは、御父の大神の大勅のまゝに知るしめし給へるを、須佐之男命は、其の任し給へる國を治さずて、八拳鬚胸前に至るまで泣き給ひて、青山を枯山に泣き枯らし、海川をこごごこ泣き乾し給ひ、天の下の人草も多く害はれ死に、荒ぶる神騒ぎ音なひて、萬の妖悉に發りにき。故、伊邪那岐大神、須佐之男命に、依せる國を治さずて、泣き給ふ由を問ひ給ひしに、須佐之男命、「吾は、妣の國、根之堅洲國に罷らむと思ふが故に泣く」と

答へ給ひしかば、伊邪那岐大神、いたく怒りまして、然らば汝はこの國にな住みそと詔たまひて、即ち神逐ひに逐ひたまひき。  
 かくて伊邪那岐大神は、神功すでに畢へて、天に上りまほし天神に復命まをし給ひて、日の少宮に留りまほしき。又は淡海の多賀にますこも幽宮を淡路洲に構りて、長く隠りまほしきごもいふ。  
 こゝに、速須佐之男命は、天照大御神に請暇して、後に根の國に罷りなむとて、天に上りまほしき。この時、山川悉に動み、國土みな震りしかば、天照大御神聞き驚かして、吾が弟の上り來ますゆゑは、必ず善しき心にはあらじ。吾が國を奪はむと思ほすにこそと詔りたまひて、即ち御髪を解き御髻にまき、丈夫の姿となり給ひて、左右の御髻にも御鬘にも、左右の御手にも、皆八尺勾玉之五百箇之御統玉を纏き持ち給ひ、背には千箇人靴を負ひ、五百箇入靴を

つけ、稜威の高靴を取り佩び給ひて、弓躡ふりたて、堅庭は向股に蹈み沈み、沫雪なす蹴散がして、稜威の男健び蹈みたけびて、待ち問ひたまはく、なご上り來ませる」と問ひたまひき。こゝに、速須佐之男命の申したまはく、吾は穢き心なした、御父の大神の御言もて、吾が泣くことを問ひ給ひしゆゑに、吾は母の國に罷らむと思ひて泣く」と申し、かば、大神御怒りまして、汝はこの國にな住みそと詔りたまひて、神逐ひにやらひ給へるゆゑに、暇申さむと思ひてこそ、參上りつれ、異しき心なし」と申したまへば、天照大御神、然らば汝の心の清きことは、いかにして知らまし」と詔り給ひき。こゝに、速須佐之男命、おのおの、誓ひて御子生まむ。吾が生まむ子女ならば、吾に穢き心ありと思せ、男ならば、清き心と思せ」と申し給ひき。

故、天の安河を中におきて、互に誓ひ給ふ時に、天照大御神、まつ、建速須佐之男命の御佩せる、十拳劔を請ひ受けて、三段に打ち折りて、天之眞名井に振り滌ぎて、さがみに嚼みて、吹き棄つる息吹の狭霧に成りませる神の御名は、多紀理毘賣命、次に市寸嶋比賣命、依毘賣命、次に多岐都比賣命、あはせて三柱の女子成りまじき。

こゝに、速須佐男命、天照大御神の、左の御髻に纏き給へる八尺勾玉、五百箇御統玉を請ひうけて、天之眞名井に振り滌ぎて、さがみに嚼みて、吹き棄つる息吹の狭霧に、男子成りまじき、かば、速須佐之男命言あげして、「正か吾勝ちぬ」と詔りたまひき。故、その御子の御名を、「正哉吾勝速日天之忍穗耳命」をたまはす。次に大御神の右の御髻、御鬘、左右の御手に纏き給へる御統玉を、次々に請ひ

受けて、さがみにかみて、吹きうつる息吹のさぎりに、成りませる神の御名は、天之穗日命、次に天津彦根命、次に活津彦根命、次に熊野久須毘命、すべて五柱の男神成りまじき。この時、天照大御神は、速須佐之男命の元より穢き心におはしまさざりしことを知しめして、「この後に生れませる五柱の男子は、吾か物實に因りて成りまじければ、おのづから吾が御子なり。先に生れませる三柱の女子は、汝の物實によりて成りまじければ、すなはち汝の御子なり」と詔りわけ給ひき。

一傳には、天照大御神は、其十握劔、九握劔、八握劔によりて、三女神を化生し給ひ、素戔嗚尊は、その御統玉によりて、五男神を化生し給ひしを、互に御子を相かへ給へる趣に見たり。その三柱の女御子は、この後、天照大御神の大勅もちて、筑紫嶋の

北の海路に降り居まして天孫を助け奉り給ひき。これ胸形の三  
前の大神にませり。その五柱の男御子の中に天之忍穗耳命は、  
天照大御神、殊に愛みて育て給ひき。天之穗日命の御子天夷鳥  
命命の鳥名は天は、出雲國造以下十九氏の祖、天津日子根命は、犬上縣  
主以下二十一氏の祖なり。

第六章 素尊 横暴

その後、天照大御神、速須佐之男命をして、大食津比賣命に食物を  
乞はしめ給ひき。故、速須佐之男命、天降まして、大食津比賣神の  
許に到り給へば、大食津比賣神、鼻口及び尻より種々の味物を取  
り出で、種々に作り備へてたてまつりき。  
一傳には、月夜見尊、天照大御神の勅を受けて、保食神の許に

到りまし、に、保食神首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口  
より飯出づ。又、海に嚮ひしかば、則ち、鰭廣、鰭狭、亦、口より出づ。  
又、山に嚮ひしかば、毛、鹿、毛、柔、亦、口より出づ。その品物を悉く  
備へて、百取机に貯へて饗たてまつりき、ごあり。  
この時、須佐之男命、大食津比賣神の態を立ち覗ひて、穢きもの進  
ると思ほして、即ち、劍をぬきて、その大食津比賣神を撃ち殺し給  
ひき。かくて、須佐之男命、天に上りて、その事を奏し給ふ時に、天  
照大御神、いたく御怒りましき。  
この後、天照大御神は、また天熊大人を、葦原中國に遣して、見しめ  
給へば、大食津比賣神は、まことに己に身まかりてまじけるが、そ  
の神の身には、顛の上に粟生り、眉の上に蠶生り、目に稗生り、腹に  
稻種生り、陰に麥、また、大豆、小豆生り、頂は牛馬に化れりき。故、天

熊大人はその物ごもを皆持ち還りて、天照大御神に献る時に、大御神いたく喜び給ひて、「この物ごもは、顯見青人草の食ひて活くべき物ぞ」と詔りたまひて、乃ち粟稗麥を陸田種子と定め、稻を水田種子とさだめ、又天邑君を定めて、其の稻種を、天狹田、また天長田に植ゑしめたまひければ、その秋は、垂穂八握にしなひ茂りき。又蠶を養ひ、その繭を口に含みて、絲を紡ぎ給ひぬ。養蠶維織の業も、この時より始まれり。

こゝに速須佐之男命いたく荒びまして、大御神の御營田の業を妨げ、又穀物己に成りて、大御神の新嘗きこしめす殿を汚し、また大御神の神御衣を織らしめ給ふ忌服屋の棟を穿ちて、天斑駒を生剥の逆剝に剝ぎて、墮し入れて、天衣織女を死なしめき。こゝに大御神見畏みまして、すなはち、天石窟に入りて、岩戸をたて、刺

しこもり給ひき。こゝに、高天原皆闇く、葦原中國悉に闇くなりぬ。これによりて、常夜に經行きぬれば、悪しき神ごも音なひ騒ぎて、萬の妖ごごに發りき。

こゝを以て、百百萬神愁ひ迷ひて、天安河原に神集ひにつごひて、大御神を招ぎまつらむとて、高皇産靈神の御子、八意思兼神に思ひ計らしめき。此の神深く思ひ、遠くはかりて、日神の御像の鏡を摸し造り、しかくにして招ぎ出しまつらむと申しき。かくて、思兼神の議によりて、天金山の鐵をとりて、鍛人天津麻宇羅を求ぎて、劍を作らしめ、石凝姥命をして、八咫鏡を作らしめ、玉祖命をして、八尺勾玉五百箇御統玉を作らしめ、手置帆負命彦狹知命をして、大峽小峽の木を伐りて、瑞御殿を造らしめき。

かく、種々に設備へて、天兒屋命、天太玉命を呼びて、天香山の眞男

鹿の肩を全拔にぬきて、天香山の天朱櫻をこりて、占合まかなはしめて、天香山の五百箇眞榮樹を根こじにこじて、上枝に八尺勾玉五百箇御統玉を取りつけ、中枝に八咫鏡を取りかけ、下枝に白和幣、青和幣を取り垂て、此を太御幣として、天太玉命取り持たし、天兒屋命は、太祝詞禱ぎ白し、天手力男神は、岩戸の掖に隠り立たしき。この時、石窟戸の前に庭燎を焼き上げて、天宇受賣命は、天香山の蘿を手襪にかけ、眞拆を懸とし、小竹葉を手草に結び、鐵鐸つけたる矛を持ち、覆槽をふせて踏み響し、神憑のさまして、俳優せしかば、高天原搖りて、八百萬神共に咲ひき。

こゝに、天照大御神怪しと思ほして、天の岩戸を細目に開きて、その内より詔りたまへるは、「吾が隠りますに、よりて、天原おのづから暗く、葦原中國も暗く、思ふをなごて、天宇受賣は樂し又八

百萬神は、みな咲ふぞ」と詔りたまひしかば、天宇受賣命「汝が命に勝りて、貴き神いますか、ゆるに、歡喜あそぶ」と白しき。かく白す間に、天兒屋命、天太玉命、彼の鏡を差し出で、大御神に見せまつる時に、大御神いよ、奇しと思ほして、稍戸より出で、臨みます時に、彼の隠り立てる天手力男神、その御手を取りて、引き出しまつりき。即ち、天照大御神出でませる時に、高天原も葦原中國も、おのづから照り明りき。

かくて後、八百萬神共に議りて、速須佐之男命に、千座置戸の祓を、負せ、その罪を購はしめ、天兒屋命をして、祓詞を宣らしめて、相共に須佐之男命を、神逐にやらひ降しき。

第七章 悔過進徳

建速須佐之男命は、八百萬神に逐はれて、高天原より降り給ひ、その兒子五十猛命を帥て、天の壁立極み廻りまして、新羅の國曾尸茂梨の地に居まし、が、こゝは吾居らまく欲りせずと詔りたまひて、舟に乗りて東に渡り、出雲國の簸川上なる鳥上之峰に到りましき。こゝに、速須佐之尾命の詔り給はく、韓郷之嶋には金銀あり、吾が兒の知らさむ國に、浮寶なくては佳からじとて、乃ち杉檜被樟を生ふし立てて、さて、其の木ごもの用ふべき方を定め給ひ又、噉ふべき八十の木種も、皆播き生ふし給ひき。

須佐之男命の御子五十猛神も、先に天降ませる時に、樹種を多に持ちて下りましけるが、筑紫より始めて、大八洲國の内、こゝごに播き殖ゑて、青山と成したまひき。この大神の妹、大屋津姫命、柈津姫命も、御兄と共に、木種を分布給ひき。

速須佐之男命、出雲國の肥川上なる鳥上の地に到りまして、大山津見神の子なる足名椎神、手名椎神に出で會ひ給ひ、その女櫛稻田比賣を救はむとて、御佩せる十拳劍をぬきて、八俣大蛇を斬り給ひ、その尾中より、都牟刈之大刀を得たまひて、天照大御神に献りたまひき。この大刀の名を、天叢雲劍といひしを、後には草薙劍といへり。

かくて、速須佐之男大神は、彼の奇稻田比賣を娶して、出雲國須賀の地に宮造りて住み給はむとせし時に、その地より雲立ち騰りしかば、喜びまして、八雲立つ、出雲八重垣、夫婦籠に、八重垣作る、その八重垣を、ご御歌詠みたまひき。かくて、大神は、遂に、根之堅洲國に入りましき。

速須佐之男大神の御子あまたおはしけるが、殊に、御績の勝れ給

ひし神等の御名は、次の如し。  
建速須佐之男命

五十猛神 一名、大屋毘古神

大屋津比賣神

栴津比賣神

材木播殖の神なり

八島士奴美神

（五世の後）大名持命

國土經營の神なり

大年神

御年神

須勢理毘賣命

羽山戸神

若年神

穀物の神なり

第八章 國土經營

須佐之男大神の御子、八島士奴美神の五世後を、大名持命といふ。この神、國作の偉績あり。亦の御名を、葦原醜男神とも、八千矛神と

も、大國主神とも、顯國魂神とも、大國魂神とも申し、亦別に大物主神とも、大地主神とも申す御名あり。

一傳には、大名持命を、直ちに須佐之男大神の御子とし、また、一傳には、その三世の後ともせり。

大名持命には、庶兄弟八十神ありけるが、皆大名持命を忌みて、相議りて、屢々欺き殺さむごしければ、命は禍を避けて、根之堅洲國にます、須佐之男大神の御許に参りたりましき。こゝに、その大神命を様々に艱め困しめて身をも心をも鍛へしめ給ひければ、命は、やがてに深き智り開けまして、心廣く慮り遠く成りましけり。

こゝに、大名持命、その大神の御寢ませる間に、その御女須勢理毘賣を相伴なひて大神の生太刀、生弓矢、また、天瓊琴を取りもたし



て逃げ出でましゝに、大神御目覺め追ひいで給ひて、遙々に呼ば  
 はりて詔りたまはく、「その汝が持たる生太刀、生弓矢を以ちて、汝  
 が庶兄弟をもをば、坂の御尾に追ひ伏せ、河の瀬に追ひ撥ひて、備  
 大國主神と成り、又、顯國魂神となりて、その我が女須世理毘賣を  
 嫡妻とじて、宇迦之山の山本に、底つ石根に、宮柱太知り、高天原に  
 氷木高知りて居れ、是奴よ」と詔りたまひき。茲に、大國主神先八  
 十神を伐ち撥ひて、國作り始めましけり。  
 故大國主神、國平して、出雲國三穗崎に居ましゝ、時に、浪の穗より  
 天之蘿摩の船に乗りて、蛾の皮を全剝に剝ぎて、衣服にして、寄り  
 來る神あり、その名を問ひ給へども答へず、又、御供の神たちに問  
 ひ給へども、皆知らずと申しき。こゝに、谷蟻まをさく、「此は久延  
 毘古ぞ、必ず知りたらむ」とまをせば、即ち、久延毘古を召して問ひ

たまふ時に、「こは神皇產靈神の御子、少彦名神なり」とまをしき。  
 故、神皇產靈神に、まをし上げしかば、「此は實に我が子なり。御子の  
 中に、我が手僕より漏墮し子なり。汝、葦原醜男命と兄弟となりて、  
 其の國作り堅めよ」と詔りたまひき。故、その少彦名神を顯し、白  
 せる久延毘古は、今に山田之曾富騰といふものなり。此の神は、足  
 は行かねども、天の下のこを盡くに知れる神なり。  
 故、それより後、大名持と少彦名と二柱の神相並びまして、心を一  
 つにし、力を戮せて、此の國を作り、堅め給ひき。かくて、二柱の神は、  
 民の天折するを憫みまして、禁厭、醫藥の方を設け、國々に温泉を  
 開きたまひき。この後、大名持神、少彦名神に語りて、「吾等が造れ  
 りし國は、いかに善く成れり、こいはむや」と詔りたまへは、少彦名  
 神、或は成れる處あり、或は成らざる所あり」と答へたまひしが、深

く思ほす旨ありて常世國に渡りましき。  
 こゝに大名持神愁ひまして詔りたまはく「吾獨していかでかも、この國を作り得む。孰の神と共に能くこの國を相作らまし」と詔りたまひき。この時忽ちに靈光海原を照らし素き裝束して浪の穂に現れて天瓊矛を持ちて寄り來る神あり。その神の詔りたまはく「吾が御前をよく祀り治めてば吾もにその國を相作り成してむ。若しからずば國成りがてまし」と詔りたまひき。故大名持神然らば汝は誰ぞも「と問ひ給へばその神答へたまはく、「吾は汝の幸魂奇魂なり」と申し給ひき。大名持神申したまはく「唯然り。廻ち知る。これ吾が幸魂奇魂なりなり。今何處に住まむと思ふぞ」と申し給ひき。その神「吾をば倭の青垣東の山上に齋き奉れ」と詔りたまひしかば彼の處に御室を作りて鎮まりまさしめ

給ひき故三室山といふ。こは大三輪大物主神なり大名持命の和魂にます。またその荒魂大國魂神は、大倭神社にまして和魂と共に國家を守り給へり。

第九章 讓國議定

天照大御神の大神もちて、豊葦原千秋長五百秋瑞穂國は我が御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命の知らさむ國なり「と事任したまひて天降したまはむさす。こゝに天忍穗耳命天浮橋に立たして豊葦原瑞穂國を望み見まして「彼の國はいたく喧擾ぎてありけり」と詔りたまひて更に還り上りましてその由を大御神に白し給ひき。

こゝに高皇產靈神天照大御神の大神もちて八意思兼神に思は

しめ、八百萬神にも相議らしめて、天穗日命を遣しつれば、此の神は、やがて大國主神に媚び附きて、三年になるまで復命まをささりき、故またその神の御子天夷鳥神之鳥船神をも遣しつるに、亦父に従ひて復命まをささりき。

こゝを以て高皇產靈神天照大御神の大命もて、諸の神等に、また葦原中國に遣はすべき神を選ばしめ給ひ、天津國玉神の子天稚彦を遣しけるに、天稚彦は、やがて大國主神の御女下照比賣を妻とし、己れその國を得むと思ひて、八年になるまで復命まをささりしかば、高皇產靈神天稚彦を罪なひ誅し給ひき。

こゝに高皇產靈神天照大御神更に葦原中國に遣すべき神を選ばたまふ時に、八意思兼神また諸の神等皆まをささく天安河の河上の天石窟にいます神名は伊都之尾羽張神を遣すべし。若この

神にあらずば、その神の子建御雷之男神を遣すべし。またその尾羽張神は、安河の水を逆さまに堰きあげて道を塞き居れば、他神は得行かじ。故こゝに天迦久神を遣して、問はしめ給ふべし。こゝに天迦久神を遣して、問はしめ給ふ時に、尾羽張神答へ申さく、「恐く仕へまつらむ然れども、此の道には、吾が子建御雷神を遣すべし」とて進りければ、乃ちこの神に、天鳥船神を副へて遣しき。

一傳には、伊都之尾羽張神の子、磐裂根裂神の子、磐筒男磐筒女神の子、經津主神に稜威雄走神の子、甕速日神の子、燂速日神の子、武甕槌神を副へて、遣はし給ひきこもあり。又一傳には、出雲臣等が遠祖天穗日命天下を見廻りて、返事申して、已命の兒天夷鳥命に、布都怒志命を副へて、天降し遣して、荒

ふる神等を撥ひ平け、國作らし、大神をも媚鎮めて、大八島國現事顯事避しめきごもあり。

かくて、建御雷神、天鳥船神は、出雲國の伊那佐之小濱に下り就きて、十拳劔を抜きて、浪の穂に逆さまに刺したて、その鋒に踏みおちて、かの大國主神に問ひ給はく、「高皇產靈神、天照大御神の、大命もちて、我等二神をば、問ひに遣せり。汝が主領ける葦原中國は、吾が御子の知らさむ國と、言依さしたまへり。故、汝が心いかにぞ」と問ひたまふ時に、大國主神答へたまをさく、「吾は得白さじ。吾が子八重事代主神、これ白すべきを、鳥の遊び、魚取しに、三穗崎にゆきて、未だ還り來ず」とまをしき。故、天鳥船神を船に乗せて、使者として、八重事代主神を召し來て、問ひ給ふ時に、事代主神、その父の大神に、「かしこし。此の國は、天神の御子に、献り給へ」といひて、すなはち

その乗り來つる船の柁を踏み傾けて、天の逆手を打ち鳴らして、青柴垣に隠りましき。

故、二柱の神、大國主神に、「今、汝が子、事代主神、かく白しぬ。又、白すべき子ありや」と問ひたまひしかば、大國主神、白さく、「又、吾が子、建御名方神あり。これを除きては、無し」と申しき。かく申す折しも、その建御名方神、千引石を手末に撃けて來て、「誰り、吾が國に來て、密びしぬびかく物言ふ。然らば、力競へせむ。故、我まづ、その御手を取らむ」といふ。故、建御雷神、その御手を取らしむれば、即ち、立氷に化り、また、劔刃に化りき。建御名方神は、懼れて、退き居るを、建御雷神、その手を取らむと乞ひ返して取りて、若葦を取るか如くに、搦みひしきて、投げはなち給へば、建御名方神、いたく怖ちて逃げ往にき。故、建御雷神、遂ひゆきて、科野國、洲羽海に攻め到りて、殺

さむごし給ふ時に、建御名方神申しつらく「かしこし吾を勿殺し  
 たまひそ。吾はこの地を除きて他處にゆかじ。また吾が父大國主  
 神の御言に違はじ。吾が兄八重事代主神の言に違はじ。此の葦原  
 中國は天神の御子の御勅のまにまに獻らむ」ごまをしき。  
 故建御雷神更にまた返り來て大國主神に問ひたまはく「汝が子  
 ども、事代主神建御名方神二神は、天神の御子の御勅のまにまに  
 違はじ」と申しぬ。故汝が心いかにぞ」と問ひたまひき。大國主神  
 答へまつらく「吾が子ども二神の中すまに、吾も違はじ。此の  
 葦原中國は天神の命のまに、皆獻らむ。たゞ吾が住所をば、天  
 神の御子の御殿舎の狀に作り治め給は、吾は百足らず八十限  
 手に隠りて侍ひなむ。また吾が子ども百八十神は、八重事代主神  
 神の御尾前となりて仕へまつらば、違ふ神はあらじ」と申して、そ

第十章 天孫降臨

の國向けし時に杖き給ひし廣矛を二神に授けて「吾此の矛をも  
 ちて事成し竟へつ。天神の御子、この矛をもて國を治めたまはば  
 必ず平安ましますまむ」とまをして、即ち隠りましき。こゝに大國  
 主神の請ひ給へるまに、出雲國に天日隅宮を造らしめ給ひ  
 天夷鳥命をして、子孫の彌繼々に御前に仕へ奉らしめ給ひき。

こゝに、高皇產靈神、天照大御神の大命もちて、正哉吾勝々速日天  
 忍穗耳命に詔りたまはく「葦原中國は言向け訖へぬとまをす。故  
 先に事依し、まにまに降りまして知しめせ」と詔りたまひき。  
 こゝに天忍穗耳命白したまはく「吾は降りなむ装束せし間に御  
 子生まれましつ。御名は、天邇岐志國邇岐志天日高日子番能邇々藝

命みことといふ。この御子みこを降すべし。ごまをしたまひき。この御子みこは、高皇産靈神たかみかむすぶみのかみの御女みめ、萬幡秋津師比賣命よろづのあきつしひのめのみことに娶ひまして、生みませる御子みこなり。

故天忍穗耳命かみあめつほしほのみことの申したまふまに、日子番能邇々ひつひのねの藝命うゑのみことを天都日嗣高御座あめつひつひのたかみくらに座せまつりて、天兒屋命あめのこゑのやのみこと、天太玉命あめのたまのみこと、天宇受賣命あめつうばいのみこと、石凝姥命いしのねのばあやのみこと、玉祖命たまのそとののみこと并せて五伴緒いつごのの神かみ、又天忍日命あめつほしひのみこと、また諸部緒もろごのの神等かみたちを御前みまへに配り侍らしめて、彼の大御神かみあめのみかみを招き奉りし八尺勾玉やさかのみがたま、八咫鏡やたがひのかがみ、天叢雲劍あまのつらぎのつるぎ三種の寶物たからものを授け給ひ、又大御神あまのみかみの高天原たかみはらにて知しめす、齋庭いはいの稻穂いねをも依し給ひき。

この時天照大御神あまてらすおほのみかみ、日子番能邇々ひつひのねの藝命うゑのみことに勅したまはく、豊葦原千五百秋之瑞穂國あまのあきのつるぎのくには、これ吾が子孫こゝろの王きみたるべき地ちなり。宜しく爾皇孫就すのきて治すべし。行きませ。寶祚あまのつひの隆さかにまさむこと、天壤あめつちの共とも

無窮むげうなるべし。ごのり給ひ、また大御神おほのみかみ御手みでに寶鏡あまのかがみを持たして、祝いはきてのりたまはく、吾が御兒みこ、この寶鏡あまのかがみを祝いはまさむこと、猶吾なほわれを視みるが如くし給へ、床ゆかを同じくし、殿みやを共にして、以ちて齋鏡いはいのかがみご爲し給ふべし。ごのりたまひき。

また大御神おほのみかみ、天兒屋命あめのこゑのやのみこと、天太玉命あめのたまのみことに勅したまはく、吾が高天原たかみはらにて御しめす、齋庭いはいの穂ほも、また吾が御兒みこにめさせ奉るべし。ごのりたまひき。又高皇産靈神たかみかむすぶみのかみの大勅おほのたまひもて、天兒屋命あめのこゑのやのみこと、天太玉命あめのたまのみことに詔りたまはく、吾は天津磐境あまのつひのいわさかを起し、天津神籬あまのつひのひもろぎを樹て、皇孫命すののみことの御爲みために齋いはいひまつるべし。汝天兒屋命なつあめのこゑのやのみこと、天太玉命あめのたまのみこと、この天津神籬あまのつひのひもろぎを葦原中國あしらのかかづくにに持ち降りて、皇孫命すののみことの御爲みために、齋いはいきまつれ。ご詔り給ひ、天太玉命あめのたまのみことには、その諸部もろごの神かみを率ひて、其の職つかさに供へ奉るること、天上あめの儀のりの如くせよ。ご詔りたまひき。

こゝに天津日高日子番能邇々藝命の天降ります時に國つ神猿  
田毘古神道中に参迎へて御先拂仕へ奉り天忍日命天穗津大來  
目を帥て皇孫命の御前に立ちて仕へ奉り諸の神等も皆從ひ奉  
りて筑紫の日向の高千穗之久士布流多氣に天降りましき。  
こゝに笠沙の御崎に到りまして大宮造りして大座しましける  
が天兒屋命天太玉命は天神の御依しにまにまに皇孫命の聞し  
めす齋庭の稻穂もて大嘗祭仕へまつり諸部の神等も天神の大  
命の如くその職に仕へまつりき。  
かくて天津日高日子番能邇々藝命大山津見神の御女木花之咲  
耶比賣命を娶して御子日照命次に火遠理命亦の名は天津日高  
日子穗々出見命を生みましき。この後久しくして天津日高日  
子穗能邇々藝命は崩りましぬ御陵は筑紫の日向の埃之山にあ

り。  
天津日高日子穗々出見命は海神豐玉毘古神の御女豐玉毘賣命  
を娶して後に天日嗣知しめし御子天津日高日子波限建鷦草葺  
不合命を生みまして高千穗宮に久しくましまして崩りましぬ。  
御陵はその高千穗山の西高屋山上にあり。  
天津日高日子波限建鷦草葺不合命天日嗣知しめし御姨玉依毘  
賣命を娶して御子彦五瀬命次に彦稻氷命次に御毛沼命次に若  
御毛沼命亦の名は神倭伊波禮毘古命を生みましき。後久しく  
して日子波限建鷦草葺不合命は西州の宮にましまして崩りま  
しぬ御陵は日向の吾平山上にあり。

天照大御神

正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命

御母、皇產靈神ノ御女、萬幡豐秋津師比賣命  
天照國照彦火瓊瓊杵命

天之穗日命 — 建夷鳥命

亦ノ名、武三熊之大  
人、出雲國造等ノ祖

御母、同上  
天津日高日子番能邇々藝命

天津彦根命

活津日子根命

熊野久須毘命

御母、大山祇神ノ女、木花佐久夜毘賣命  
火須勢理命  
亦ノ名、火照命

御母、同上  
天津日高日子穗々出見命

亦ノ名、火遠理命

天津日高日子波瀲武鸕草葺不合命

御母、海神女玉依毘賣命  
彦五瀬命

御母、同上  
彦稻氷命

御母、同上  
御毛入野命

御母、同上  
神倭伊波禮彦命

後ノ御  
神武天皇

第十一章 天業恢弘

神倭伊波禮毘古命御兄彦五瀬命と共に、高千穗宮にましまして、

諸の御兄御子等に議りたまはく、「昔天神高皇產靈神、天照大御神、

この葦原瑞穗國を我が御祖彦火瓊々杵命に授け給ひ、瓊々杵命

天降りましてより、あまたの年を経たり。されども遠き國は、未だ

王澤に霜はず。所々の長ども、各々壻を別ちて、相軋へり。また、東方

に青山四方に周れる美國あり、と聞く。思ふに、それ國の中央なる

べし。その地に遷り行幸して、天下の政を平け、聞きめさむ」と詔

り給ふ。この時御兄御子等對へたまはく、「理誠に灼し我亦常に

しか念へり。宜しく、みゆきし給ふべし」と申し給ひき。

かくて、神倭伊波禮毘古命は、御兄御子等と共に、諸臣等を率て高

千穗宮を出で、立たし海路より、速吹水門を経て、菟狹に至り、筑紫

國に行幸して、暫し岡田宮にましまし、更に安藝國に至りまして、



埃宮におはしましき。さて埃宮を出て立たして吉備國に至り  
 ませる折しも東の方に、賊ごもありて、防ぎ奉らむとする由を聞  
 しめし、三年の間高島宮に留まりまして船楫を備へ兵食を蓄へ  
 給ひき。こゝに御軍の船舳つゞきて東の方に進み難波津よ  
 り河を遡りて河内國に入り、陸路より進みて、膽駒山を越へ給は  
 むとする時、長髓彦といふもの、孔舎衛坂に待ち防ぎ奉りき。彦五  
 瀬命、御手に、賊の痛矢をおひ給ひしかば、御軍を引返して、また船  
 より紀國に至りまし、彦五瀬命は遂に崩りましき。かくて、  
 名草邑に賊を討ち給ひ、進みて熊野に至り、まさむとする時、暴風  
 吹起りて、御軍船ごもを漂はし、かば彦稻飯命は、いたく慨きて、  
 海中に入り給ひ、三毛入野命も憤りまして、波を踏みて、常世國に  
 渡りましき。

この後、神倭伊波禮毘古命は、熊野の荒坂津にて賊を討ち給ひ、天  
 神の大命もて、武甕槌神の下したまへる部靈劍を獲まし、かば、  
 御軍の勢い、剛くなりぬ。こゝに天より頭八咫鳥飛び来て、御  
 軍を導きまつりければ、やがて中つ國に攻め入りまして、兄狛八  
 十梟帥、兄磯城等の諸賊を破り、進みて長髓彦を伐ち給はむとす。  
 この時、金色の鵄、天より降り来て、御弓の弾に留り居て、電の如く  
 輝きしかば、賊ごも眩に迷ひて戦ひ得ざりき。こゝに先に、天よ  
 り、倭國に降りまし、饒速日命の子、可美真手命、長髓彦を殺しそ  
 の軍を帥て従ひまつり、天璽の十種の瑞寶を献りき。こは物部氏  
 の祖なり。かくて、所々の賊ごも、土蜘蛛ごもを悉く言向け和し、  
 伐ちはらひ給ひければ、天の下清まりぬ。  
 こゝに、神倭伊波禮毘古命の詔りたまはく、われ西の國を出て立

ちしよりこゝに六年になりぬ。天神の恩頼によりて、荒ぶるもの  
ごもを平げをへつ。故今より御制を立て此の民ごもを治めむに  
は、先都をさだめ天津高御座におはしまして、天下知しめさむ。彼  
の畝傍山の東南なる榎原の地は國の中央なれば、大宮作してこ  
そおはしまさめ。詔り給ひき。かれすなはち天太玉命の孫天  
富命に事おほせて、手置帆負命彦狹知命の孫を率て、瑞の御殿を  
造り仕へ奉らしめき。

こゝに、仰ぎて高皇產靈神の大勅に従ひて、天津神籬を建て、御  
祭仕へ奉らしめ給ひき。かくて日臣命は大久米部を帥て、御殿  
御門を衛りて、開闔を掌り、可美真手命は、内物部を帥て、矛盾を造  
り備へぬ。天富命は、諸の齋部を率て、天璽の神鏡、神劔を、正殿の眞  
中に安め奉りて、大殿祭御門祭仕へ祭り、さて後御門推し開きて、

四方の國民をして、高御座の大御前を拜み奉らしめき。故古語  
に、稱へ奉りて、畝傍の榎原の底津石根に、宮柱太知り、高天原に、千  
木高知りて、肇國知しめす神日本磐余彦天皇ご申し奉りき。  
天皇先に、日向におはしまし、時に阿多小椅君の妹、吾平津媛を  
娶して御子當藝志耳命を生み給へり。こゝに又華胄の美人を  
求め給ひ、大物主神の御女伊須氣余理媛命を皇后ごして、御子神  
八井耳命、神沼名河耳命を生み給ひき。  
こゝに、可美真手命、十種の瑞寶を以て、天皇、皇后の御爲に、御魂を  
鎮めまつり、また猿女君等御神樂を仕へ奉りき。これ鎮魂祭の始  
なり。

この後、天皇の詔りたまはく、我が皇祖の御靈よ、天より鑒して、朕  
が躬を助けたまへり。今諸の虜ごも、すでに平ぎて、天の下治まり

ぬ。故皇祖の天神を齋きまつりて、大孝をのぶべきなり」と詔りたまひて、即ち靈時を鳥見の山中に立て、その上つ小野榛原にて天神を祀り下つ小野榛原にて地祇を祀り給ひき。

# 神代史要 終

明治四十四年三月廿三日印刷  
明治四十四年三月廿六日發行  
明治四十五年二月十六日再版發行  
大正四年十月十一日三版發行

發行兼編纂者

奈良縣山邊郡丹波市町大字三島八拾番地

道友社編輯部

右代表者

喜多次郎吉

大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印刷者 濱田正夫

大阪市南區安堂寺橋西詰南入

印刷所 濱田印刷所



終